

F A X 送付案内

平成28年12月21日

A 4 2枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

北海道、青森県、新潟県及び三重県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について

平素よりお世話になっております。
北海道、青森県、新潟県及び三重県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について、環境省が発表しましたのでお知らせします。

【北海道における検出状況】

- ・フクロウ1羽(12/12:1羽回収)
- ・検出状況:確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)を検出

【青森県における検出状況】

- ・コブハクチョウ1羽(12/5:1羽回収)
- ・検出状況:確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)を検出

【新潟県における検出状況】

- ・コハクチョウ1羽(12/8:1羽保護(死亡))
- ・検出状況:確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)を検出

【三重県における検出状況】

- ・オオタカ1羽(12/14:1羽回収)
- ・検出状況:確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)を検出

これにより、国内の野鳥等における確定検査陽性の確認件数は、14道県75件

鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように、本病の発生については、国外や県外の野鳥及び家きん並びに県内の野鳥で報告されており、県内養鶏農場への侵入リスクは極めて高い状況にあります。さらには、10月からの年5月末日までを「飼養衛生管理基準遵守強化期間」と設定しましたので、農場における野生動物の侵入防止及びねずみ等の駆除対策、農場の出入口での消毒等の飼養衛生管理の徹底並びに特定症状の早期通報等の危機管理体制について、再点検をよろしくお願い致します。

本病侵入防止対策

野鳥、ネズミ等の侵入防止対策、消毒の徹底（車、人）をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、特に下記事項について日頃から確認いただき、小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう、また、異常を認められた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願いいたします。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ（野生動物・ネズミ等の侵入防止）
- 2 防鳥ネットの補修（隙間のないように）
- 3 飲み水対策（水道水でない場合は消毒実施）
- 4 鶏舎専用の長靴、衣服の着用（鶏舎にウイルスを持ち込まない）
- 5 消毒の実施（鶏舎毎の踏込消毒槽、車両消毒、手指の消毒、鶏舎周囲への石灰の散布）